74号

令和３年度　春号

なでしこ通信

理 事 長 挨 拶

静岡市里親家庭支援センター　　理事長　眞子　義秋

市内の桜は例年になく開花が遅く、ことさら見事な咲きっぷりを見せてくれているように感じます。

昨年度は里親さんをはじめとする多くの関係機関の皆様のご指導、ご支援により多くの子どもたちが里親家庭で生活することができました。また、温かいご寄付により、里親家庭から巣立つ子どもの「自立支援」と「里親支援強化」の両事業を実施できましたことに心から感謝申し上げます。

今年は世界で蔓延しているコロナウィルス感染拡大のニュースに溢れる春の訪れになりました。

世の中の情勢が刻一刻と変化する中、皆さんはいかがお過ごしでしょうか。

里親家庭では、感染への気遣いに加え、休校中は子どもの家での過ごさせ方、宿題や食事の対応にと忙しく、時にイライラしながら過ごされていることと推察します。

春開催の恒例行事、里親会総会やスキルアップ研修、里親・ちびっこ合同サロンも軒並み中止となり、里親さん同士のおしゃべりの場が著しく減っていることを心配しています。里親は「親戚」です。悩みを、喜びを分かち合う機会が減ることで、里親養育が孤立してしまわないことを願います。　センターではまず、養育家庭から順次全戸に電話で様子を聞いています。電話の向こうから聞こえる子どもの泣き声、笑い声、きょうだいゲンカに、里親さんのご苦労と同時に、子どもが普通に家庭生活の中に在ることの幸福をあらためて感じています。通常よりも面接や訪問の回数を制限せざるを得ないこの時期なので、養育の困りごとに拘わらず、どんなことでもご相談ください。

さて、今年度は里親家庭の養育相談、乳幼児委託の推進に加え、里親リクルート（広報啓発）に力を入れていきます。

新職員に里親リクルーターを迎え、「1　小学校区に1里親」をはじめとする、新しい里親リクルートを展開していきます。短期間、実家庭を離れて生活することを強いられる子どもが、住み慣れた地域に近い場所でその期間を過ごせたら、不安はどれほど減るでしょう。その一助になることを目指します。

また、里親養育支援機関として、昨年夏に受賞した「第 52 回公益財団法人社会貢献支援財団　社会貢献者表彰」。人命救助や社会福祉、青少年育成の功労者と一緒に財団会長、支援団体会長から表彰状と副賞　50　万円をいただきましたが、この副賞で軽自動車を購入しました。コロナウィルス終息後は里親さんのお宅訪問に活躍することでしょう。新事務局長と新職員を迎えた新体制で関係機関と連携し、今年度も里親養育支援に努めてまいりたいと思います。　　ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

『こんな時だから…』

里親会会長　眞保和彦

いつも里親会活動にご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。大変な状況にありますが、くれぐれもご注意いただき元気に過ごされることをなにより願っております。今回の新型肺炎の感染について最初に報道されたのは１月の初め。それからわずか３か月でこの様な状況に至ることは到底想像できるものではありませんでした。

この状況の中、子どもたちは行動が制限され、家にいる時間が長くなります。それまでと違う日常生活のなかで、どの様な表れが出てきているでしょうか。こんな時だからこそ、子どもたちを今まで以上に丁寧に見守っていただきたいと思います。また、ご家族で子どもたちの様子を話しあっていただき、気づきがあればその事を支援センターや周りの里親仲間に伝えてください。それが次のステップにつながることになるでしょう。もう一つ、この機会に、ご家族で里親の権限について再確認していただくこともおすすめします。親代わりであっても親権者ではないので与えられた権限には制限があること、不注意による事故は訴訟リスクや里親としての身分にも影響が及ぶことにも意識が必要です。難しい問題ですが、ご家族で話し合っていただきたいと思います。その際、参考にしていただける平易な本があります。**「弁護士・実務家に聞く　里親として知っておきたいこと　里親養育 Q&A」SOS 子どもの村 JAPAN 編　発行海鳥社**　は、非常に分かりやすくお手に取っていただくことをおすすめします。

実際のところ、里親の権限はどこまで及ぶのかは明確な線引きはありません。個別の状況や事情によって違ってきます。少しずつ権限の及ぶ範囲は拡がり、明確化されてきてはいますが、さらに権限や権利の範囲を拡大していくためには、民法の改正を始めとする国による法改正や司法の考え方、行政の取り扱いなど、変えるためのハードルは非常に高いものがあります。このような我々里親の声（養育手当の値上げなども含め）を国や関係機関に届けるために、全国組織としての公益財団法人全国里親会があります。これまでも全国里親会は継続してそのための活動を行ってきましたが、自らの組織体制の強化は後回しとなっていました。その結果、数年前に内閣府から体制強化の勧告を受ける事態となりました。その後、体制の整備は進みましたが、新たに財務体質の問題が生じ、それを改善するため各里親会から集める会費の値上げが今年度から実施されます。それは、必然的に各里親会の活動資金に影響が及ぶものであります。今後、静岡市里親会がこれまでのような活動を継続していけるのか、或いは会員の皆様にもう少しご負担をお願いすることになるのか、この１、２年の里親会活動の状況をみてご報告と場合によってはお願いをさせていただくことになろうかと考えています。このように全国組織の状況と役割、身近な地区里親会の役割を知っていただき、その節にはご理解いただけますようお願い致します。

最後に、不要不急の外出と３密の状況は極力避け、ご自愛いただけますようお願い致します。

FCP（フォスタリングチェンジ・プログラム）

２０１７年に始まったフォスタリングチェンジ・プログラも３年、３期（15 名）を輩出しました。
今年度はいよいよ思春期プログラム！１２＋（トゥウェルブ・プラス）を実施します。

小学校高学年になると、子どもの心（感情）は複雑かつ繊細。大人にとっては不可解で、扱いくいものになっていきます。
幼児・学童対象のフォスタリングチェンジ・プログラムを卒業したら、12＋で思春期からの新たな関係づくりを学びましょう。

対象のご家庭に今後ご連絡をさせていただきます。
ぜひご参加ください！！(*^^*)

上野先生の

心理相談　今年度もやってます!!

今年で3年目を迎えました。少しずつ皆さんに周知され、月２回の相談日には予約が取りづらくご迷惑をお掛けすることも増えてきました。家族のこと、自分のこと、里子のこと相談内容はさまざまです。どんなことでもいいです。話したいことを存分に聴いてもらって、帰る時には、すっきり笑顔でお帰り下さい。

今年度は、相談に加え、節目を迎える里子を養育する里親向けのスクーリングや、わかっているようで、知らなかった？ となりがちな「発達障害」や「真実告知」についての勉強会、「家庭再統合と実親交流」について、知識と心理教育の面でも皆さんを支えます。上記については個別に声を掛けさせていただくこともあるかと思います。
心理相談をご希望される方はお気軽にセンターまでお問い合わせください。

静岡市　子どもの権利ノート

知っておいてください!!　～里子さん用～

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約　1994 年日本批准）は子どもの基本的人権（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）を保障するために定められた条約です。この度、静岡市児童相談所が里子さんたちに説明するための専用の権利ノートを作りました。今後、新たに委託されるお子さんたちから順に話をしていくそうです。

※詳細については 5/16（日）の里親会総会のあとのスキルアップ研修にて児童相談所の職員より説明があります。

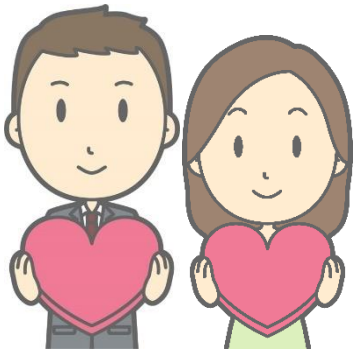

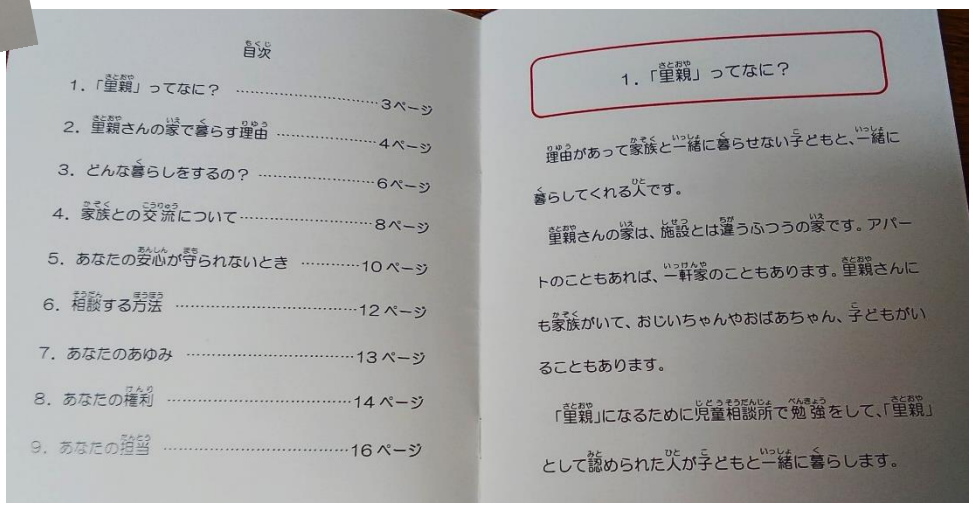
目次

1.「里親」ってなに？ ……3ページ
2. 里親さんの家で暮らす理由 ……4ページ
3. どんな暮らしをするの？ ……6ページ
4. 家族との交流について ……8ページ
5. あなたの安心が守られないとき ……10ページ
6. 相談する方法 ……12ページ
7. あなたのあゆみ ……13ページ
8. あなたの権利 ……14ページ
9. あなたの担当 ……16ページ

1.「里親」ってなに？

理由があって家族と一緒に暮らせない子どもと、一緒に暮らしてくれる人です。

里親さんの家は、施設とは違うふつうの家です。アパートのこともあれば、一軒家のこともあります。里親さんにも家族がいて、おじいちゃんやおばあちゃん、子どもがいることもあります。

「里親」になるために児童相談所で勉強をして、「里親」として認められた人が子どもと一緒に暮らします。

1学区1里親　活動報告　～里親カフェ～

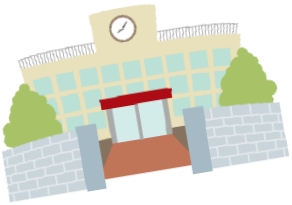

里親制度普及促進・リクルート事業

昨年度、小学校区ごとの里親確保に向けたリクルート活動に力を入れてきました。

小学校区別里親登録　　44/86　校区（2019. 10. 1 現在）

↓

48/86　校区（2021. 3. 31 現在）

※竜南小・清水小・飯田小・蒲原西小の空白域を埋めることができました。

このコロナ禍で、今年度は活動をやや縮小してではありますが、事業を継続していきます。
皆様、何卒ご協力の程よろしくお願いします。